

事 案 の 公 示

道路運送法施行規則第 5 5 条の規定による事案の公示は次のとおりである。

事 業 種 別：一般乗用旅客自動車運送事業

事案の件名：一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定(変更)認可申請

公 示 番 号：近運自二公示第 8 号

【意見の聴取申請に関する事項】

事案番号	申請者氏名又は名称	事 案 の 概 要	適 用 営 業 区 域	備 考
1	大阪エムケイ株式会社	遠距離割引 5,000 円を超える金額について 3 割引	大阪市域交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請
2	関空エムケイ株式会社	遠距離割引 5,000 円を超える金額について 3 割引	泉州交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請
3	神戸エムケイ株式会社	遠距離割引 5,000 円を超える金額について 3 割引	神戸市域交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請

本事案に関して、道路運送法第 8 9 条の規定による意見の聴取を行うので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から 1 0 日以内に当局自動車交通部旅客第二課まで、同施行規則第 5 7 条の規定による意見聴取申請書を提出されたい。

令和 7 年 5 月 1 6 日

近 畿 運 輸 局 長（公印省略）